

三戸町個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は三戸町個人情報保護条例（平成17年三戸町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱指針等の公表)

第2条 条例第40条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第45条第1項の規定による公表は、告示により行うものとする。

(弁明の機会の付与に関する通知)

第3条 町長は、条例第45条第2項の規定により口頭で意見を述べ、又は意見書を提出する機会を与えようとするときは、あらかじめ、その者に対し、口頭による意見陳述の日時、場所等又は意見書の提出期限、提出先等を書面により通知するものとする。

(代理人)

第4条 前条の規定による通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために口頭で意見を述べ、又は意見書を提出するための一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を町長に届け出なければならない。

(運用状況の公表)

第5条 条例第58条の規定による運用状況の公表は、毎年度の6月30日までに、その前年度における運用状況を広報に掲載して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 実施機関における個人情報の取扱いに係る事項

イ 開示請求の件数及び開示決定等の状況

ロ 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況

ハ 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

ニ 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての件数並びにこれらについての裁決又は決定の状況

ホ 苦情の申出の件数及びその処理の状況

(2) 事業者が行う個人情報の取扱いに係る事項

イ 苦情の申出及び相談の件数並びにこれらについての処理の状況

ロ 事業者に対する勧告の件数

ハ 事業者に対する説明又は資料の提出の要求の件数

ニ 事業者が勧告に従わなかった旨等の公表の件数

(3) その他必要と認める事項

附 則

この規則は、平成17年9月1日から施行する。